

1965年度第29回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1965年10月22日第29回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	4番	安次富盛信
6番	仲村春杲	7番	稲嶺正康
8番	石田英正	10番	又大吉弘
11番	石川繁得	12番	大川村昇
13番	伊佐真	14番	大仲村喜
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏
17番	伊佐貞寿	18番	申里幸
19番	武島行男	20番	仲村盛光

3. 不応招議員は次の通りである。

5番	石川真六	9番	安里安明
21番	古波蔵清次郎		

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	島袋全一	助役	松川正義
総務課長	奥里将俊	消防団長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長	宮城光雄	書記	島袋真由
------	------	----	------

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の選任について。

日程第3. 諮問第4号, 市債(庁舎増築)を起すことについて。

日程第4. 議案第37号, 市債(庁舎建築債)を起すことについて。

日程第5. 議案第38号, 消防車購入資金積立金の積立停止について。

日程第6. 議案第39号, 1966年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

日程第7. 議案第40号, 消防車購入契約を結ぶことについて。

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立いたしましたので、只今より第29回宜野湾市議会臨時会を開会いたします。  
(午前10時29分)

議 長～直ちに本日の会議を開きます。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時31分)

議 長～再開いたします。(午前10時45分)

議 長～日程第1。会期の決定についてお諮りいたします。

議 長～休憩中にお話しがありましたように、会期を本日1日とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、会期を本日1日とすることに決定いたします。

議 長～日程第2。会議録署名議員の選任についてをお諮りいたします。

議 長～議長の方で指名することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、1番天久豪太郎と19番の武島行男議員にお願いします。

議 長～日程第3。諮問第4号、市債(庁舎増築債)を起すことについてを議題といたします。  
本案件は前の定例議会において経工委員会に付託してありましたので、経工委員長の御報告をお願いいたします。別に報告書が届いておりますので、委員長の報

告の前に事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時1分)

議長～再開いたします。(午前11時3分)

19番～先程の諸般の報告の中で説明がありました様に本委員会として、只今事務局長が朗読いたしました通り、御報告申し上げます。さ細については皆様方の御質疑にお答えしたいと、かように思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時4分)

議長～再開いたします。(午前11時4分)

議長～質疑打切の声がございしますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切ることいたします。

議長～本案件は提案者が議長を通しまして撤回を承認すべきだと委員会の報告通り撤回する事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、諮問第4号、市債(庁舎増築債)を起すことについては撤回を承認することに決定いたします。

議長～日程第4、議案第37号、市債(庁舎建築債)を起すことについてを議題といたします。

一 応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時7分)

議 長～再開いたします。(午前11時8分)

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先きにも申し上げました様に本市の庁舎は8年前に作られたものでありまして庁舎の狭あいを感じて市の施政の事務非常にさしさわりを受けておる訳であります。そこで庁舎を新築しなければいけない様な状態になつておる訳であります。特に建設課と水道路課が別むねにおりまして事務の連絡その他について非常に不便を感じておる訳であります。そこで現在の駐車場に98坪の2階建ての庁舎を建築して建設課をここに移し、今後の都市計画事業の問題、或はその他について充分仕事ができて充分サービスが出来る様にする為に現庁舎の改築も予定しておるのであります。それで現在の駐車場に将来3階建ての2階建てを建築する様に提案した訳であります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時9分)

議 長～再開いたします。(午前11時10分)

1 番～起債計画の償還する財政計画の申において公営企業及び財産収入が年度毎に提示されておりますが、御説明願います。

助役～御説明申しあげます。この財政計画というのは当然各10年次にわたる長期計画でございます。財産収入というのが主たる収入でございますが、現在の財産収入では大きい金額、即ち比重を占めておりますのが、

中部商業，そういうふうな土地の売り払代金が主体でございます。それで現在の状況からいたしますと1970年で政府の方が5年次計画で一応全部買い取つてもらうというふうな意味で，そうしますと毎年次一応基準が下つて来ると，それから71年からはそういうふうな現在計画的の売り払いの代金がないというふうな事で逐年次下がつて行つておりますが，一応は財産収入においては，現在としてはすぐ財政計画として取り上げられるのはこの程度だというふうな意味でございます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時15分)

議 長～再開いたします。(午前11時20分)

議 長～他に質疑もない様であります，質疑を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので，本案に対する質疑を終ることにいたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の御意見がございしますが，討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので，本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第37号，起債を起すことについてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、議案第37号、市債を起すことについては、原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時18分)

議 長～再開いたします。(午前11時22分)

議 長～日程第5、議案第38号消防車購入資金積立金の積立停止についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～この点につきましては、本年度消防車の新車を購入することに決定なされておりますので、今年度は、その積立を停止いたしまして、一般財源に充当するためにしたいと考えております。前の議会で決めて頂きました消防車の購入をしたために今年度に限り、これを停止をしたいという訳であります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑、討論を省略という声がございしますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、本案に対する質疑、討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第38号、消防車購入資金積立金の積立停止についてを表決に付します。  
原案通り可決することに御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないものと認め、議案第38号、消防車購入資金積立金の積立停止については原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第6、議案第39号、1966年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。

議 長～本案についてを朗読を省略することにいたします。提案者の趣旨説明を求めます。

助 役～じゃ、私の方から一応御説明申しあげます。本案件の主な内容は先~~き~~程の審議で御決定して頂きました議案第37号、庁舎建築債を起すと、それに関連いたしました一応予算措置の更正の必要があるという意味から更正手続きのために更正したものでございます。才入面についてはいわゆる総額が当初予算で計上した額より増えておりますので、その増えた市債額を追加計上したと、それからその後特に雑収入の預金利子関係、この方が充分な収入検討しました結果、多少増額が見込まれるというふうなことで追加計上してございます。それに付帯して支出については先程の案件とも関連致しまして、従来28,000\$余りの予算に対して、今回の総額庁舎新築債の増が30,000\$それから労働施設費の方で保育所建設の場合の工事費、いわゆる建物の工事費と、それから土地購入関係、そういうことは計上してございましたが、いざ話しにかかると見ますと保育所を造らなければいか~~い~~いと、いわゆるそれまでの通路が必要でありますので、とりあえずその通路を造るためには現在ある施設がございまして、いわゆる金あみである1つの屋敷がございまして、そのへいを取りこわして広い通路を通す必要があるというふうな関係で付帯工事が必要になつて来るというふうなことで\$5,000ドル余り計上してあります。それから8款の財産費は今先の議案の積立停止による減、それから10款の



交際費は市債の増額に伴う利子元金の何んでありますが、これは追加の\$ 30,000に対する利息分。同じく元金償還金の分であります。

そういうふうな財源の操作の関係で予備費に当初予算で少し余ゆうをもつた計上をしてございましたので、実質的な予備費の限度以上の分を削減したというのが主な案の内容になつております。よろしく御審議願います。

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時29分)

議 長～再開いたします。(午前11時30分)

議 長～本案に対する質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑を省略することいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することいたします。

議 長～議案第39号、1966年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

原案通り可決することに御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので議案第39号、1966年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第7、議案第40号、消防車購入契約を結ぶことについてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～消防車の購入につきましては、三社に見積り依頼致しまして、最も設備の方が消防車としての機能を充分達しうる車として購入をしたいということで提案致した訳であります。細部については、係りの消防隊長から説明させることに致します。

消防隊長～今度消防車を買うためにいすずを買いたいというふうに決定してありますが、その決定に至りまして、理由としましては参考資料の方にもありますように各種車りようの比較表というのがございしますが、これにおいてエンジン性能がいいと、これを調べるまでには那覇或はコザいすずを購入してある消防署或はトヨタ、ニッサンの入っている所の消防署、そこの方をちよつと回りまして、うちの方をちよつと車りよう係りを出張させまして調べた訳でございしますが、大体においていすずの場合はシヤシーが強いと、ホデが強いというふうにいわれているようでございします。それから現在私達もつておりますトヨタの方でございしますが、トヨタの方は今までもう3ヶ年位になると思いますが、これといった故障はありませんが、もつて見てどうも力が弱いと、平担の道路の場合はタ力によつてある程度の支障はありませんが、これから5号線をずつと出動する場合非常に力が弱いんじゃないかというふうに今まで考えておつた訳であります。

それでコザの方に大体これより1ヶ年先に購入した、  
いすずの車がありますので、大体3,000リッターで標  
準(理想)でございます。そういう車がありますので  
一応コザにやつて見まして、直接市の運転手をして運  
転させた所、謝がるの道、あの辺をためしにやつたら  
しいんですが、大分いいというような何でございまし  
た。大体エンジンの性能がいいと、表にもありますよ  
うにじ、イスとは馬力のことらしいです。それから工  
率というのがございますが、これは工率とは、そのエ  
ンジンが1時間に働く仕事の量だそうです。結局じ。  
イス。もいいとそれから工率も随分いいと、その他に  
馬力というのがございますが、これは一般我々、今ま  
でいつておつた馬力らしいんです。これとじ、イスと  
の比較がございますが、詳しい何か尋問的な何で、私  
の方としてもちよつと説明しにくいんですが、その次  
に回転というのがございますが、エンジンの回転です  
これポンプというふうになつておりますが、これは消  
して頂いて、これはエンジンの回転率ですが2,800。  
3,300。3,800と結局回転率は低いということは、回  
転は低いんだけど、それだけの馬力が出せると結局そ  
うなりますと、エンジンそれ自体が無理しないという  
ことになるようでございます。色々そういう消防車と  
しての性能そういう面から見て、いすずに決定した訳  
でございます。尚価額についてはトヨタ、それからニ  
ツサンその方が7,400\$。トヨタの方が7,600\$で。  
200\$の相違がございますが、これは一般的なもの、  
いすずとトヨタ、ニツサンの場合は、トラック普通車  
の場合でも相当な相違があるという話しを聞いており  
ますし、又政府が作りまして、政府が行う補助の対象  
となる消防施設の基準額という基準になる額を定めて  
ありますが、それにおいても政府はいすずと外の二車  
の場合は、その額におけるの相違を認めております。  
それから最も重要であるポンプでございますが、ポン  
プはトヨタ、いすず両方とも同一会社のもの、森田ポン  
プを使用しておるのであります。現在沖縄に入つ  
ておる消防車のほとんどが森田ポンプでございます。  
そしてニツサンの方が市原とか、日造とか日機とかと

いう会社と契約をかわしまして、そのポンプをつけるようになつているのであります。現在沖縄に入っている市原のポンプは具志川の消防隊が持っている。一台きりでございます。それで最も生命である所のポンプにおいては、そのポンプの専問修理において、その専問もないと沖縄の場合ですね。それで非常にアフターサービス面に重点をおいてもらわんと困るという面から考えまして、去年、一昨年と毎年出張修理しております。本土の方から出張修理して来ておりますが、森田そこの方をかん案しまして結局いすずの方が最もいいんじゃないかというふうに考えまして、いすずに決定した訳でございます。尚詳しいことにつきましては御質疑にお答えしたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を許します。

- 3 番～今度消防車の新車を買うに当りまして現在の段階においては減税で購入出来ると思っておりますが、現在沖縄の建築状況を見た場合に相当高層建物が出来つつありますが、それに対するはし子車とか、そういう面の購入が考えておられんようであります。こういう面も検討されての購入であるかですね。その面お伺いしたい。

消防団長～今回の購入においては、はし子車とそういうのは考慮に入れてありません。尚今度ポンプ車を買うということにおきましては、現在ある車その最も古い車がございまして、これがあと1ヶ月使えるかどうかという段階に来ておりますので、もうこれはそろそろ替えるべきじゃないかという考えでやつております。尚将来においては現在はし子車は那覇に1台ございまして、那覇の活動状況から見た場合はし子車の利用度、火災現場における利用度というのが、非常にその今の所価値がうすいように思われます。尚高層建築といひましても5階、6階となればともかくですが、2階、3階位であれば、別にはし子車じゃなくてもその火災防圧には支障はないんじゃないかと思うております。

- 1 番～現在の消防活動の状況からいたしまして、消防本部に

消防車が1体何台あればいいか、この問題について検討したことはありませんか。

消防団長～これは私、全りゆうの消防長会というのが開かれるんですが、その場で今年の2月頃、警本の方に私が発言しまして、早く各市町村における消防政局の基準というのを設定するようというふうに話したこともありますが、まだそこまで至っておりません。現在の所は消防組織法でいう消防活動に支障のないような器具器材を備えなければならないという不明確な何かない訳です。結局これは地域の実情に応じてやらなければならないということになるんですが、内地の方では大体基準額が示されておりますが、大体市の宜野湾市と大体同格の何でその表から見ました場合に、ポンプ車が7台と普通いわれているようでございます。

議長～外にありますか。

4番～いすず会社と随意契約を結ぶということではありますが先程の御説明によると、1台今度まで使える、或は来年度まで使えるんだといつたような老すい車が1台あるんだということですが、そうであるならばこの車りようを購入、会社との契約の場合下取りの形で向こうに取らすことによつて大分価格が安くあたるんだというふうに考えますが、そういつたような点は交渉して見ましたか。

消防団長～この点につきましてはまだ考えたことはございません。

議長～暫休憩いたします。(午前11時48分)

議長～再開いたします。(午前11時59分)

議長～質疑がなければ、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。